

資料編

田子町協働のまちづくり条例

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 基本理念（第3条）
 - 第3章 権利及び責務（第4条－第8条）
 - 第4章 情報共有の原則（第9条－第12条）
 - 第5章 参画と協働の推進（第13条－第15条）
 - 第6章 評価制度（第16条）
 - 第7章 条例の位置付け（第17条）
 - 第8章 雑則（第18条・第19条）
- 附則

前 文

私たちの田子町は、みどり豊かな恵まれた自然のもと、先人の英知と努力により伝統と文化がはぐくまれ、にんにくをはじめとする地域の特色をいかした産業の発達と活力あるまちとして発展してきました。

先人から受け継いだこのまちを、すべての人が生涯にわたり知性と文化を高め、健康でいきいきと安心して暮らし、働くよろこびを知り、子どもたちが将来に希望を持ちながらすこやかに成長できるまちとして次代に引き継いでいくことが私たちの願いです。

ここに私たちは、田子町民であることに誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重され、町民主体によるまちづくりが保障され、町民、事業者、町および議会がそれぞれ社会にはたす役割を自覚しながら、協働のまちを推進することを町政運営の基本とし、町民すべてが幸せになる田子の実現のために、この条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、町民が主体となった自治と、参画と協働による開かれた地域運営をすすめるために、田子町における基本原則を定め、もって魅力ある個性豊かな田子の地域社会の実現をはかることを目的とする。

【解説】

- 本条例では、町民が主体となって、「住民自治」と「団体自治」からなる田子町の「自治」を推進することが明示されている。
- また、町民と事業者、町長等（行政）、議会などの関係者が協働して地域をささえる、開かれた「地域運営」（まちづくり）を推進するために、田子町において、町民、事業者、町長等（行政）、議会などのありかたを定める基本原則を設けることを述べている。もって、「魅力ある個性豊かな田子の地域社会の実現」という目的を明示している。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 町民 田子町内に在住し、または通勤し、もしくは通学する個人をいう。
- (2) 事業者 田子町内に事務所または事業所を有する法人または個人をいう。
- (3) 議会 田子町議会をいう。
- (4) 地域コミュニティ 町民が連帯感をもって生活する一定範囲の基礎的な近隣社会をいう。
- (5) 協働 町民、事業者、町および議会がお互いの果たすべき責務を認識し、それぞれの立場を対等なものとして尊重する考えのもと、公共的な目的をはたすため、お互いに協力して働くことをいう。
- (6) 町 町長の内部組織、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会およびその事務組織をいい、全体としていわゆる「田子町の行政組織」のことをいう。

【解説】

- それぞれの用語の解説をおこなっている。

第2章 基本理念

（基本理念）

第3条 田子のまちづくりは、地域の力をいかし、自らが考え行動するという自治の理念を実現し、町民一人ひとりの幸せをめざすため

に、町民、事業者、町および議会の協働による地域の運営がおこなわれることを基本とする。

【解説】

- 本条は、地域の運営を推進する上での根本的なまちづくりの理念を示している。
- 地域の運営にあっては、それぞれが主体的に関わる、町民、事業者、町、議会の協働のうえに自治が推進されることを明示する。それによって、「住民自治」と「団体自治」による「自治の本旨」の実現がめざされている。
- 地域の運営にあっては、活発な「地域の力」の発掘ないしは「地域の力」を取り戻すことが、住民自治の力としての基盤となることがうたわれている。

第3章 権利及び責務

（町民の権利及び責務）

第4条 町民は、自由かつ平等な立場で地域の運営に参加する権利を有する。

2 町民は、前条に定める「基本理念」にのっとり、事業者、町および議会とともに地域の運営を主体的になう者としての自覚を持ち、協働による地域運営の推進につとめるものとする。

【解説】

- 本条は、町民の地域の運営（まちづくり）への主体的な参加権をその基本的権利として明らかにし、かつ、地域活動や町の仕事（行政活動）への参画を含めて、地域の運営を主体的になう者としての参加の努力を求めている。また参加にあっては、事業者、町、議会との協働の姿勢が不可欠であることがうたわれている。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、地域社会を構成する一員として、その役割を認識し、協働による地域運営の推進に対する理解と協力につとめるものとする。

【解説】

- 事業者も、地域を構成する一員であること、また協働による地域運

営に対して理解を深めるとともに、進んで協力し、参加する努力をおこなうべきことがうたわれている。

（町の責務）

第6条 町は、第3条に定める「基本理念」にのっとり、総合的で計画的かつ効率的な町政運営をおこない、また開かれた地域の運営に資するようにつとめなければならない。

2 町は、町民の自主的な地域の活動を促進し、もって協働による地域運営を推進しなければならない。

3 町は、政策形成に町民の意見を広く反映させるため、総合的かつ計画的な町の基本構想およびこれを具体化するための計画の策定など、重要な政策などの立案の過程において、町民参画の機会の確保につとめなければならない。また、町民の意見を傾聴しなければならない。

4 町は、町の政策、施策、事業（以下「町の仕事」という。）について、その重要なものの企画立案及び実施に当たっては、その内容、必要性、妥当性などを町民に明らかにし、わかりやすく説明する責務を有する。

【解説】

○地方自治法第2条第4項にのっとり、重要な政策立案の核として位置付けられる「総合計画」にもとづいて総合的かつ計画的な行政運営がすすめられなければならないこととともに、それをもって、田子町の地域全体の運営に資するものとならなければならないことがうたわれている。

○これまでの「自治会連合会」など町民主体での地域の運営活動を、町が各種機会や技術的なこともふくめ各種援助をいっそう促進すべきことを明示している。

○町が、町民からの意見を積極的に傾聴するために、総合計画をはじめとする重要な政策などの立案の過程で、審議会やワークショップなどでの町民の直接的な参画と、意見聴取などの町民の間接的な参画をすすめることがうたわれている。

○町民の権利とともに、町の説明責任を規定している。

※「町の仕事」の用語。いわゆる「行政活動」のこと。基礎自治体の業務にかかわる政策、施策、事業について、わかりやすさを優先し

て、「町の仕事」としている。

（町長の責務）

第7条 地方自治法第1条にのっとり、町長は、町の代表者として、「地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保」につとめ、公正かつ誠実に町民に開かれた町政運営をおこなうとともに、協働による地域運営につとめなければならない。

2 町長は、協働による地域運営に対する町職員の理解が促進されるよう、意識啓発につとめなければならない。

【解説】

○地方自治法第138条の2の規定「執行機関の義務」、同法第147条の規定「長の統轄代表権」、同法第148条の規定「事務の管理執行権」にのっとり、公正かつ誠実な町政運営、情報公開による開かれた町政運営につとめるよう行政事務の管理執行をおこなうことを定めている。

○公正かつ誠実で、情報公開に開かれた町政運営をおこない、その上で、町民、事業者、議会とともに協働による地域の運営をすすめることを明示している。

○また、同趣旨から、町の各主体（町民、事業者、町、議会）協働による地域運営がなされるべきことについての理解を促進することを明示している。

（議会の責務）

第8条 議会は、町民の代表から構成される町的意思決定の議決機関として、常に広く町民から意見をもとめるようにつとめ、公正かつ誠実な議会運営をおこなわなければならない。

2 議会は、常に情報を町民に提供する開かれた議会運営をおこなわなければならない。

3 議会は、協働による地域運営がすすめられることにかんがみ、開かれた町政運営がおこなわれるように監視をおこなわなければならない。

【解説】

○議会は、町民の代表としての意思決定の議決機関として、広く町民

から意見をもとめて常時適切に町民の意見を議会運営に反映するようつとめることを明示している。

○議会は、議会運営について、広報やインターネット、会議の公開などの各種手段を通じて、町民に対して公開することにつとめなければならない。

○議会は、地域の運営（まちづくり）のビジョンと展望をもつことはもとより、それが町民、事業者、町、議会の協働でおこなわれることにかんがみて、開かれた町政運営が適切におこなわれているかを監視する点を明示している。

第4章 情報共有の原則

（情報の共有）

第9条 町、町民、事業者および議会は、町の仕事を含め、地域の運営に関する必要な情報を相互に共有するようにつとめるものとする。

【解説】

○田子町をになう構成員として、町、町民、事業者、議会が、地域の運営に関しての情報を、信頼感を持って、お互いに共有すべきことを規定している。

（情報共有の推進）

第10条 町は、情報共有を進めるため、次の各号に掲げるしくみを設けることにより、町の仕事および地域の情報について総合的に共有するようにつとめなければならない。

（1）町の仕事に関する町の情報をわかりやすく提供するしくみ

（2）町の仕事に関する町の会議を公開するしくみ

（3）町民の意見および提言などがまちづくりに反映されるしくみ

【解説】

○田子町情報公開条例をもととして、①から③の諸制度などが検討され、推進されることがうたわれている。

①町の仕事に関する町の情報をわかりやすく提供するしくみ（広報誌、ケーブルテレビを活用しての広報、お知らせ放送など）

②町の仕事に関する町の会議を公開するしくみ（プライバシーにかかわる情報を扱う会議を除き、附属機関（委員会等）の原則公開

など)

③町民の意見や提言などがまちづくりに反映されるしくみ

(附属機関等の委員の公募)

第 11 条 審議会、委員会その他の附属機関の委員の選任は、町民の多様な意見を反映できるよう、適切にこれをおこなわなければならない。

【解説】

○附属機関の設置・運営や委員の選任などに関する「要綱」などにおいて、会議の設置および委員の選考について、町民の多様な意見を反映できるよう、また、協働の観点に通じた開かれた場としての委員会を確保する観点から、年齢性別などを勘案し、効率的で適正な選考方法、公募の方法などを定める。

(住民投票)

第 12 条 町長は、町政運営上の重要な事項について、広く住民の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

- 2 前項の場合において、町長は、住民の適切な判断に資するよう、投票に係る事案についての情報を提供しなければならない。
- 3 町長および議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
- 4 住民投票の実施に関し必要な事項は、そのつど条例で定める。

【解説】

- 住民投票は、町長が、町政運営に係る重要事項について、住民の意思を的確に把握し、町政に反映させる必要があると判断した場合におこなわれるものである。
- 住民投票の安易な実施は、行政運営に支障をきたす可能性もあることから、まちの将来を左右するような、特に重要な事項について行われることが望ましい。
- 住民投票は、反対の意思表示のための制度としてではなく、あるべき田子町をつくるための提案型のものとして用いられることがふさわしい。

第5章 参画と協働の推進

(参画と協働の原則)

第13条 町は、協働による地域運営を推進するため、町民の地域活動および町政への参画が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、前項の措置を講ずるにあたっては、町民活動の自主性および自立性を尊重し、総合的かつ計画的におこなわなければならない。

3 町民は、町民活動に対する理解および地域を構成する者としての自覚を深め、参加および協働につとめるものとする。

【解説】

○「定義」に示されているように、協働とは、町民、事業者、町および議会がお互いに果たすべき責務を認識し、お互いの立場を対等なものとして尊重する考えのもと、公共的な目的をはたすため、協力して働くことをいう。

○協働による地域運営とは、田子という地域社会をになう構成員としての町民、事業者、町、議会が地域の公共の場・サービス・財を共にしない地域を共にささえることをさしている。

○協働による地域運営にとって、町民の参加は根本的に重要であることから、町は町民の参加と地域活動を促進するつとめをもつことを規定しています。また、町民も、それに対して、「地域を担う一員であること」「要望のみでなく、知恵・労力などで地域・町政に貢献することの必要」という自覚を深め、参画と協働につとめることを規定している。

○現在（平成20年度）の「田子町協働のまちづくり会議」における「協働の地域社会」にむけての施策提言事業をもとに、協働による地域運営をいっそう進展させることの想定が込められている。

(地域コミュニティ活動の推進)

第14条 町は、地域コミュニティ活動が促進されるように地域担当職員制度などの必要な措置を講ずるようにつとめ、地域コミュニティのしくみの構築について、情勢に応じて地域住民と協議し推進するようにつとめるものとする。

2 町民は、共助の精神をもって地域をささえる地域住民の一員であるという認識のもと、地域コミュニティ活動に対する理解を深め、

参加および協力につとめるものとする。

- 3 地域コミュニティをになう自治会などは、地域の実状に応じて柔軟で開かれた運営につとめるものとする。

【解説】

- 地域コミュニティの用語

「定義」に示されているように、都市社会学の概念によれば、お互いの顔が見える範囲の住民が、一体感をもって生活する基礎的な近隣社会のことであるが、具体的には、自治会や地域協議会などをさしている。

- 地域コミュニティ（自治会、地域協議会、その他）の推進と活性化は、協働による地域運営のもとであることから、地域に根ざした地域の運営が実現するよう、町と地域住民とが信頼感をもって協力して進められることを規定している。

- 自治会などの地域コミュニティにあつて、共助の精神をもって地域をささえる地域住民の一員として、地区住民の参加が強く求められる。それとともに、地域コミュニティが、地域の実状に応じて柔軟で開かれた運営につとめられることへの思いが込められている。

- 町は、地域コミュニティ活動が促進されるように、地域担当職員制度など必要な措置を講ずるようつとめることがうたわれている。その詳細は、要綱などにより定められる。

（推進体制）

第 15 条 町は、参画と協働の推進をはかり、その取り組みを見守るための町民からなる推進会議（以下「推進会議」という。）を常設のものとして設ける。

- 2 推進会議は、20人以内をもって組織し、その推進会議の組織及び運営に関する事項は、町長が別に定める。

【解説】

- 本条で、町や議会が参画と協働を公式に推進するとともに、参画と協働を推進する公式の町民の組織を設けることを示している。そして、推進会議は、町や議会との信頼関係のもと、協業する精神を根本とすることが望まれる。

- この会議の役割は、次のようなことが望ましい。

①推進会議は、地域懇話会などで住民とのコミュニケーションをはかった上で町民の意見を吸収反映し、各種のまちづくり活動への参画と協働の推進の実践につとめる。

②推進会議は、条例の見直しにあたって、直接ないしはその「子委員会」を通じて住民の意見を吸収し、意見を反映した見直し案を提言する。

○委員の選出は、各地域各層からの推薦ないし選出を尊重する。

○推進会議の組織及び運営などについては、規則で別に定める。

第6章 評価制度

(評価制度)

第16条 町は、町民または第三者からの意見を傾聴し、町政運営の評価をおこなうものとする。

2 町は、町政運営について、よりよい評価のしくみづくりにつとめなければならない。

【解説】

○総合計画の評価などを柱として、行政運営が町民のために適切になされているかを全般的に評価することが求められる。なお、評価の手法そのものが定着していない現状(平成20年度)にかんがみて、評価の実施をまず責務化した。あわせてその後の評価の研究と改善を求めるものとする。

第7章 条例の位置付け

(条例の位置付け)

第17条 町は、政策などの立案、および条例、規則などの制定または改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図るものとする。

2 町民および事業者は、地域の運営にかかわるときは、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

【解説】

○本条例が、おおむね全ての条例の基盤となることをうたっている。

○本条例の趣旨について、町とともに町民はこれを尊重しなければならないことがうたわれている。

第8章 雑則

(条例の見直し)

第18条 町は、社会情勢などの変化を踏まえ、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が田子町にふさわしいものであり続けているかどうかなどを検討するものとする。

2 見直しにおいては、推進会議による検討を経なければならない。

【解説】

- 条例は、その具体的な枠組みや方式が現状にあったものとなっているかどうかを見定め、より適切なものとするために4年を超えない期間ごとに、見直しがなされる。
- 条例見直しの検討にあたっては、推進会議による検討をへて、意見書の形で町長にコメントおよび提言がなされ、もって議会の参考資料となされることが示される。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

【解説】

- 条例の施行にあたって、条例のみで規定できない内容については、別に規定することを明示している。
- この条例を施行し、協働のまちづくりを推進するにあたって、必要な事項については、町長の判断により、別途に定めることができる。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。



地域担当職員制度が4月1日から始まります！ （自治会と行政のパイプ役を配置します）

町では、「田子町協働のまちづくり条例」により町と地域住民が一緒になってこれからのまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

その取り組みのひとつの手法として、平成22年4月1日から地域担当職員制度を設けて、町からのさまざまな情報を提供し、地域が抱える問題解決に向けた自治会活動を支援してまいります。

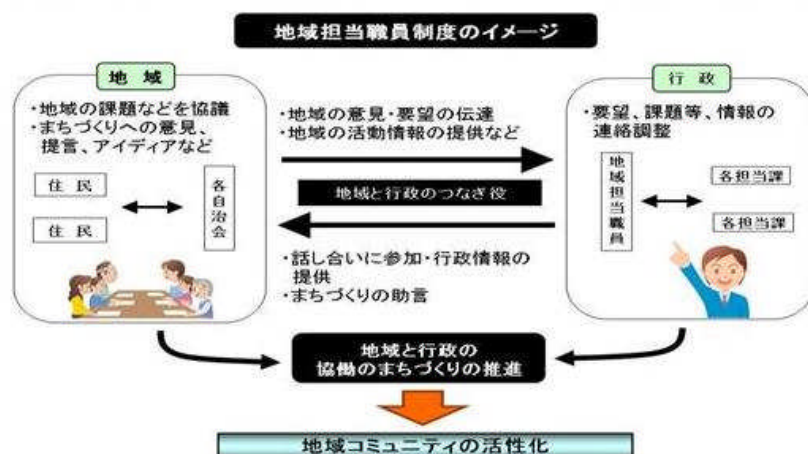
まちづくりに必要な情報を町から直接住民の皆様にお知らせすることにより情報の共有を図り、「町民主体の協働のまちづくり」をめざしてまいります。

住民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◆なぜ、地域担当職員制度を設けるの？

これからのまちづくりは、町民の皆さんと町が協力しあいながら、町民が主役になって取りくんでいかなければなりません。

そのために、地域担当職員制度を設けて、各自治会の自発的な取り組みを行政的な立場からいろいろな形で支援していくことが協働のまちづくりを実践する上で大切であると考えています。この制度を活かし、自治会活動がより推進され「協働のまちづくり」の実現を目指してまいりましょう。



◆地域担当職員って何をする人？

地域担当職員は、田子町の住民の皆さんの力でよりよくしていくため、町から各自治会に配置された町職員です。

各自治会ごとに配置された「地域担当職員」は、自治会への書類を届けたり、自治会の会議に参加し、例えば「自主防災組織」の設置や取り組みの提案を行うなど、行政と自治会のパイプ的役割を担ってまいりますので、会議などに呼んでくださるようお願いいたします。

◆自治会や町民は何をすればいいの？

地域担当職員を受け入れていただき、「こんな地域にしたいんだけど」、「こんな問題があるんだけど」など、ご相談したいことがあれば地域担当職員に気軽に相談してください。

【お問い合わせ先】

田子町役場 総務課地域情報グループ
住所：〒039-0201 田子町大字田子字天神堂平81
電話：0179-20-7111 FAX：0179-32-4294
Eメール：takko-kyodo@net.pref.aomori.jp



平成22年度版

田子町

自治会、グループで
ぜひ、ご利用くださ
い。

まちづくり出前講座

「まちづくり出前講座」は、町民の皆さんが開催する集会などに町の職員がお伺いして、町の仕事や施策、暮らしに役立つ内容などを説明し、町政への理解を深めていただくとともに、皆さんの学習機会の充実を図ることを目的として行います。

☆利用案内☆

申込み対象者 原則として、五人以上の町民の参加が見込まれる団体やグループを対象とします。
(自治会、老人クラブ、PTA、学校、サークルなど)

講座の内容 2～4ページのメニュー表の中からお選びください。
※メニュー表にない講座を希望する場合は、事前にご相談ください。

利用できる時間 年間を通じて(祝日と年末年始を除く)の午前9時から午後9時までとします。
講座の時間は、質疑・応答を含めて、1講座1時間以内とします。

費用 無料です。ただし、教材費や資料代など実費が必要な場合がありますので、事前にご確認ください。

説明者 講師は、メニューを担当する課の職員が行います。

会場 会場は、申込者に町内で用意(使用料も含めて)していただきます。各集落の集会施設や公共施設などが望ましいかと思います。

その他ご注意

- 公の秩序や善良な風俗を乱す場合や、政治や宗教、又は宮利を目的とした催しなどを行う場合は、お断りさせていただきます。
- この講座は、行政に対する苦情や陳情などを行う場ではないので、ご理解をお願いします。
- 業務の都合により、日時の変更や中止などをお願いする場合があります。

申込み方法 一覧表から希望する講座を選び、記入例を参考に「申込書」に必要事項を記入のうえ、開催を希望する日の14日前までに、持参・FAX・郵送・メールのいずれかの方法で申し込みください。

お問い合わせ先

田子町役場 総務課地域情報グループ
住所: 〒039-0201
田子町大字田子字天神堂平81番地
電話: 0179-20-7111 FAX: 0179-32-4294
メール: takko-kyodo@net.pref.aomori.jp



| 番号 | 分野 | 講座名 | 講座の内容 | 担当課等 |
|----|-------|----------------|---|------|
| 1 | 行政全般 | 地方分権とは | 地方分権については、国や地方分権推進委員会などで議論が進められています。どのようなことが検討され、どう変わっていくのか、最新の情報をお伝えします。 | 総務課 |
| 2 | 行政全般 | 田子町情報公開制度について | 田子町の情報公開制度、行政文書の開示請求の方法などについて説明します。 | 総務課 |
| 3 | 行政全般 | 町の財政について | 現在の財政状況や健全化に向けた取り組みなどを説明します。 | 総務課 |
| 4 | 行政全般 | 長期総合計画について | 町の基本計画である第5次田子町総合計画について説明します。 | 総務課 |
| 5 | 行政全般 | 統計から見える田子の姿 | 田子町の「過去、現在、未来」を様々な統計指標から解説します。また、統計の手法や生活への役立て方について説明します。 | 総務課 |
| 6 | 行政全般 | 協働のまちづくり条例って何？ | まちづくりを進めるための大切な考え方や共通のルール、仕組みをまとめたものです。これからのまちづくりと一緒に考えてみませんか。 | 総務課 |
| 7 | 行政全般 | 男女共同参画って何？ | 身近なところから男女共同参画とは何かを一緒に考えてみませんか。 | 総務課 |
| 8 | 行政全般 | 町税のあらまし | 税の種類と課税のしくみ | 町民課 |
| 9 | 行政全般 | 納税貯蓄組合について | ①納税貯蓄組合の役割と活動状況 | 町民課 |
| 10 | 行政全般 | 戸籍の届け出について | ①結婚、出産、死亡などの手続きについて | 町民課 |
| 11 | 行政全般 | 住民登録と印鑑登録の仕組み | ①転出、転居など、どのような届け出が必要か ①印鑑登録できる印鑑と手帳を紛失したら | 町民課 |
| 12 | 行政全般 | 自治会活動について | 自治会の役割と活動の支援制度について | 町民課 |
| 13 | 防災・安全 | 田子町の防災対策について | 田子町防災計画の概要、一人ひとりが実施すべき日頃の備え、災害時の対応等について説明します。 | 総務課 |
| 14 | 防災・安全 | 交通安全・防犯活動について | ①交通安全や防犯活動の体制や活動状況について ②チャイルドシートの活用について | 町民課 |
| 15 | 健康・福祉 | 医療制度について | 国民健康保険制度、退職者医療、医療費の適正化について | 福祉課 |
| 16 | 健康・福祉 | 高齢者の医療制度について | 後期高齢者医療について | 福祉課 |
| 17 | 健康・福祉 | 子育て支援について | 町が実施している子育て・母子に関連する福祉サービスの内容(保育園の運営・各種手当など) | 福祉課 |
| 18 | 健康・福祉 | 障害者福祉制度について | 障害者自立支援サービスの内容・利用申請手続き、障害手帳交付手続き、各種手続きなど | 福祉課 |
| 19 | 健康・福祉 | 国民年金について | 年金の仕組み、年金受給の手続きなど | 福祉課 |
| 20 | 健康・福祉 | 介護保険教室 | 介護保険制度のしくみ、要介護認定から介護サービス利用までの流れ、介護サービス利用に要する費用等、介護保険全般についての講座 | 福祉課 |

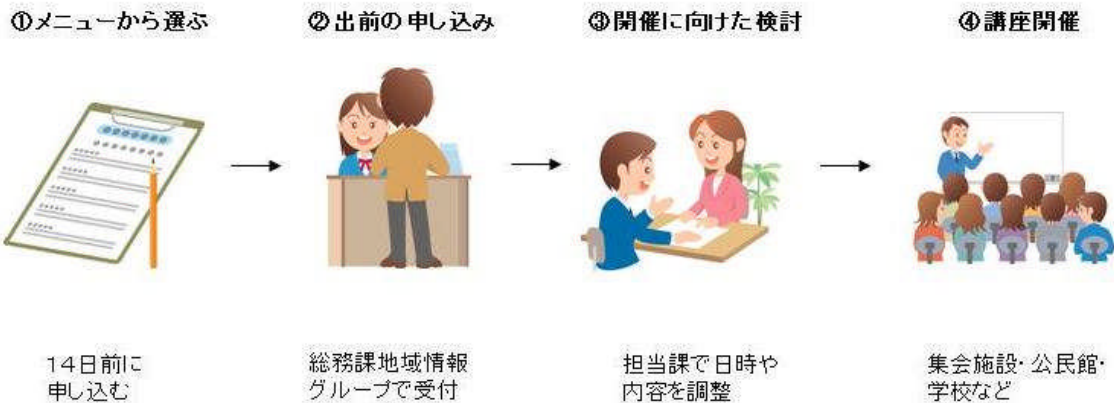
| | | | | |
|----|-----------|-------------------|---|-----------|
| 21 | 健康・福祉 | 健康教室 | 血圧・骨密度測定。生活習慣病予防に関する講話。また、糖尿病、高脂血症、高血圧病等の疾病別予防等、地域の要請によって内容を変更する。 | 福祉課 |
| 22 | 健康・福祉 | 食生活改善教室 | 特定保健指導対象者、それに準ずる者及び希望する者等に対して、血液採取による分析を行い、食生活改善の講話や個別指導等を実施する。 | 福祉課 |
| 23 | 健康・福祉 | 子育て講座 | ①乳幼児の食事、運動、生活習慣、病気の見分け方について ②育児の悩み相談 ③子どもの事故の応急措置の方法 | 福祉課 |
| 24 | 産業振興 | 田子町の観光について | 田子町の観光地、イベント紹介 | 経済課 |
| 25 | 産業振興 | 田子町の農業振興について | ①農振農用地の変更手続きについて ②にんにく生産振興について ③水田営農対策について | 経済課 |
| 26 | 産業振興 | 農地制度について | 農地の売り買い・貸し借り、また宅地などに転用するには農地法の手続きが必要です。農地制度について説明します。 | 農業委員会 |
| 27 | 地域整備・生活環境 | TCVのしくみと運営について | ①データ放送の利用のしかた ②TCVの番組制作、運営の状況 | タブコピアンプラザ |
| 28 | 地域整備・生活環境 | タブコピアンプラザの利用について | ①プラザの利用の仕方、料金などは ②プラザの利用状況、運営状況など | タブコピアンプラザ |
| 29 | 地域整備・生活環境 | 家庭でできるごみの減量化 | ごみの減量化とリサイクルの推進について | 町民課 |
| 30 | 地域整備・生活環境 | コミュニティバスの運行について | ①時刻表や運行の仕組みについて ②運行状況や利用状況について | 町民課 |
| 31 | 地域整備・生活環境 | 合併処理浄化槽の助成制度について | 合併処理浄化槽の設置助成と手続きの仕方について | 町民課 |
| 32 | 地域整備・生活環境 | 田子町の水道事業について | ①水が出るまでのしくみ、水質管理について ②使用水量のお知らせの見方と管理方法について ③水道各種届について | 水道課 |
| 33 | 地域整備・生活環境 | 中山間地域直接支払制度について | ①制度の概要と取組事例について | 経済課 |
| 34 | 地域整備・生活環境 | 土地売買に関わる届け出について | ①国土利用計画法による届け出について | 経済課 |
| 35 | 地域整備・生活環境 | 町道の除雪について | ①除雪のしくみについて ②地域や町民への除雪協力について ③歩道除雪機の貸し出し、消雪材の散布について | 経済課 |
| 36 | 地域整備・生活環境 | 田子町の道路や河川、水路について | ①道路の管理のしくみ(国、県、町、私道) ②河川、水路の管理のしくみ ③田子町の道路等の整備計画について | 経済課 |
| 37 | 教育文化 | 田子町の国際交流の取り組みについて | 町がこれまで進めてきた国際交流の概要について説明します。 | 総務課 |

| | | | | |
|----|------|------------------|---|---------|
| 38 | 教育文化 | 総合型地域スポーツクラブについて | ①総合型地域スポーツクラブとは何か、田子町のスポーツ環境の現状と設立に向けた状況をお知らせします。 | 教育課 |
| 39 | 教育文化 | 体育施設、公民館の利用について | ①教育委員会で管理施設の利用の仕方について ②公民館活動の概要について | 教育課 |
| 40 | 教育文化 | スポーツ・文化活動などについて | ①町内のスポーツ活動の概要とすすめ ②町内の文化活動の概要とすすめ ③田子町の文化財の概要について | 教育課 |
| 41 | その他 | わかりやすい選挙制度 | 政治への参加や選挙において投票することの大切さ、選挙活動や投票の仕組み等全般について説明します。 | 選挙管理委員会 |
| 42 | その他 | 町議会のしくみと活動の状況 | ①町議会の役割や構成は ②田子町議会の活動の状況 など | 議会事務局 |

※講座メニューは、適宜追加に予定ですが、一覧表にない講座内容についてもできる限りご希望にお応えしたいと思いますのでご相談下さい。

お問い合わせ先: 田子町役場総務課地域情報グループ
(電話:0179-20-7111 FAX:0179-32-4294)
E-mail takko-kyodo@net.pref.aomori.jp

【出前講座開催までの流れ】



平成22年度 田子町協働のまちづくり活動支援事業のご案内

町は、田子町協働のまちづくり条例に基づいて、平成22年度からそれぞれの地域が持つ個性や環境、伝統などを活かした個性ある地域づくりを進めるために町民が行うまちづくり活動について補助金を交付し、その活動を支援します。

●応募資格・要件

- ①自治会や町内会
 - ②町民で組織されたグループや団体
 - ・5名以上の成人した町民が参加していること
 - ・目的や名称、役員、代表者が定められていること
- ※町民には、町内に住んでいる方の他に在動または在学している方も含まれます。

●対象事業

- ①地域の環境整備を図る事業（ハード事業）
 - ・身近な生活基盤で生活道路や水路など
 - ・掲示板、待合所など
- ※対象となる経費は、材料費、機械の借上料や燃料代です。
- ②地域資源を活用した事業（ソフト事業）
 - ・歴史文化や郷土料理、伝統工芸などの伝承活動
 - ・自然景観の保全や耕作放棄地の活用活動
 - ・地域資源の保全などの活動
- ③人づくり・仕組みづくり事業（ソフト）
 - ・身近な福祉活動や健康づくり活動
 - ・身近な安心・安全づくり活動
 - ・地域を支える人づくり活動など

※政治活動、宗教活動、営利活動及び他の助成制度の対象となっている活動でないもの

※ソフト事業では、飲食費や活動日当などの経費は対象となりません

●補助の基準

- ①ハード事業
 - ・応募できる団体は、自治会や町内会に限られます。
 - ・補助対象経費につき、15万円を限度とします。
 - ②ソフト事業
 - ・補助対象経費につき、5万円を限度とします。
- ※継続事業は、3年を限度とします。但し、①は、特に必要と認める場合は、3年施行分の一括実施を認める。（その際は、向こう3年間は、工種に関わらず支援事業を採択しない）

●応募の方法・選考

- ・補助金の交付申請書に事業計画書や団体の概要がわかる書類などを添えて総務課地域情報グループに提出してください。
- ・応募の期間は、平成22年5月1日～5月31日までとします。
- ・事業計画の審査は、原則書類審査としますが、事務局から内容の聞き取りを行います。（場合によっては現地調査を行います）

●その他

- ・実施事業については、事業完了後に活動写真や領収証などを添えて実績報告書を提出していただきます。
- ・実施事業については、活動実績報告会を予定しておりますので、実施団体はご了承の上申込みください。

●お問い合わせ・申し込み先

田子町総務課 地域情報グループ

電話 20-7111 FAX 32-4294

住 所 〒039-0201 田子町大字田子字天神堂平81番地

Eメール takko-kyodo@net.pref.aomori.jp

平成22年4月1日から
「協働のまちづくり条例」がスタートします

わたしたちのまちを
わたしたちの手で

協働のまちづくりを進めよう



田子町

自分たちの手で暮らしやす

わたしたちの暮らす田子町が、これからも個
みんなが地域のことに関心を持



魅力あふれるまちをつくらう

個性豊かな魅力あふれるまちであるために、まち、まちづくりに参加しよう。

◆協働のイメージ



地域の課題解決や魅力あふれる町をつくりあげていくためには、町民の皆さんと行政が対等なパートナーとして、共に考え、協力し合うことが必要です。

これまでのように町民の皆さんが行政に要望し、行政が必要なサービスを提供するという関係ではなく、町民と行政がそれぞれの知恵と役割を共有しあうことにより課題解決に向けた対応ができるようになります。

◆田子町協働のまちづくり条例

「まちづくりの主役は町民である」という考え方のもと、町民の皆さんと行政が協力し合いながら、みんなの手でまちづくりを進めるための基本ルールとして、「田子町協働のまちづくり条例」が平成21年6月に制定されました。

この条例は、まちづくりの基本的な考え方を定め、町民、事業者、行政及び議会の役割と町政運営のあり方を明らかにするとともに、協働の推進に必要なことなどが定められています。

平成22年4月の施行に向けて、町民の皆さんに十分理解され、活用されていくよう取り組みを進めていきます。

◆◆◆平成21年度の協働のまちづくり推進に向けた体制◆◆◆

田子町協働のまちづくり会議

協働のまちづくりを推進するため、町民等の委員20名以内で構成されています。
協働のまちづくりの普及啓発や地域等との懇談会などに取り組んでいます。



▲田子町協働のまちづくり会議
全体会議（平成21年7月28日）



田子町協働のまちづくり推進会議

全庁的な取り組みを進めるため、課長会議の構成員で組織されます。なお、下部にグループリーダー等で構成する推進委員会を設け、指針及びマニュアルの調査・検討を進めていきます。

また、条例に基づく各種制度の調査、研究、協議を行います。

田子町協働のまちづくり条例 全体の構造

前 文

- ・地勢等
- ・あるべき姿
- ・条例制定の意義

第1章 総 則

- ・条例の目的（第1条）
- ・用語の定義（第2条）

第2章 基本理念

- ・基本理念（第3条）

第3章 権利と責務

- ・町民の権利及び責務（第4条）
- ・事業者の責務（第5条）
- ・町の責務（第6条）
- ・町長の責務（第7条）
- ・議会の責務（第8条）

第4章 情報共有の原則

- ・情報共有（第9条）
- ・情報共有のための推進（第10条）
- ・附属機関等の委員の公募（第11条）
- ・住民投票（第12条）

第5章 参加と協働の推進

- ・参加と協働の原則（第13条）
- ・地域コミュニティ活動の推進（第14条）
- ・推進体制（第15条）

第6章 評価制度

- ・評価制度（第16条）

第7章 条例の位置付け

- ・条例の位置付け（第17条）

第8章 雑 則

- ・条例の見直し（第18条）
- ・委任事項（第19条）

新しい田子の姿を目指して

条例ができたからといって目に見える形で町は変わらないかもしれませんが、条例の考え方に基づいて共に考え、行動することで、よりよいまちづくりを進めることができます。

協働のまちづくりはまだ始まったばかりです。みんなでそれぞれ力を出し合いながらこの町をつくっていきましょう。

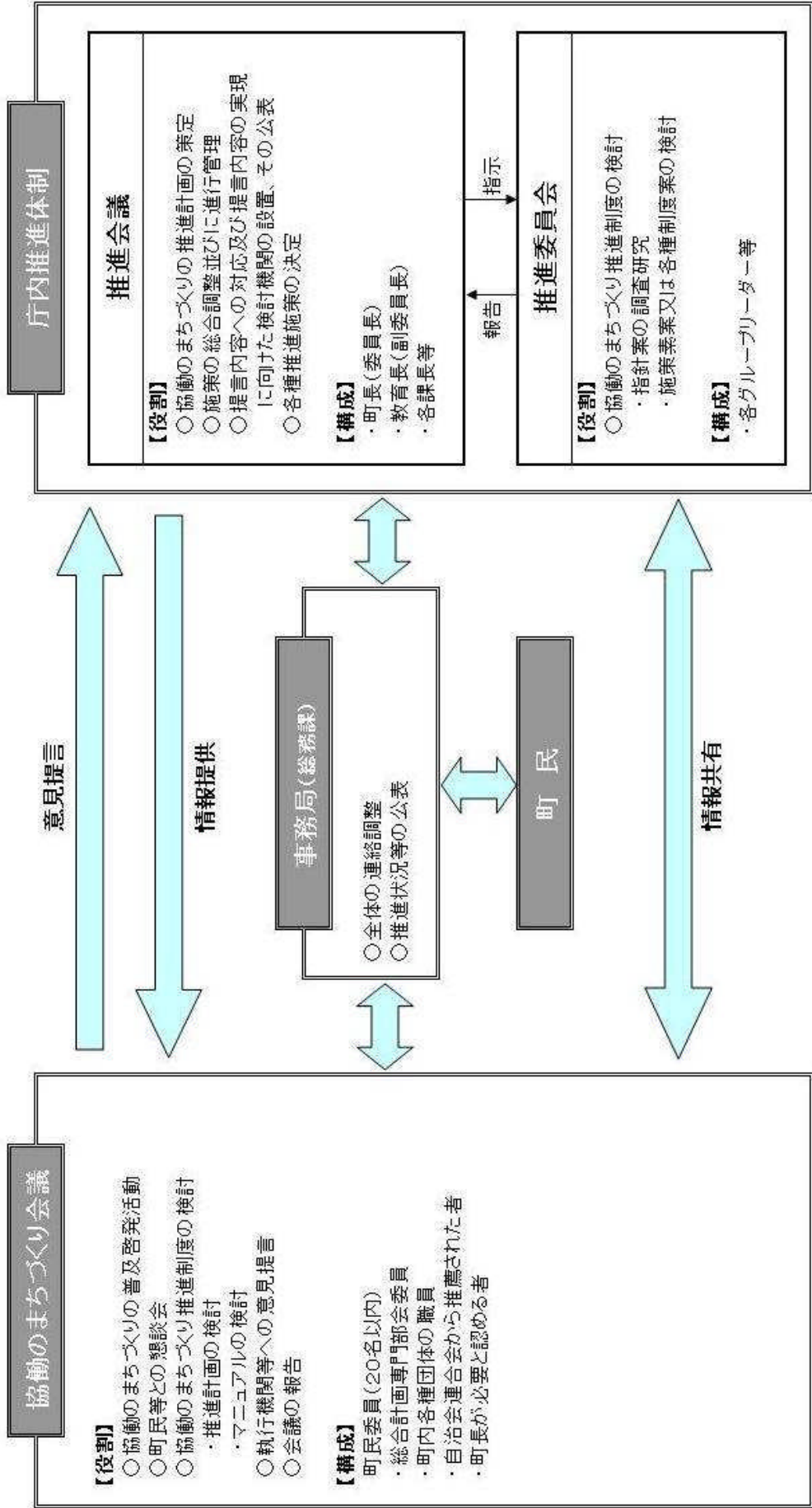


田子町総務課

〒039-0292 田子町大字田子字天神堂平81
TEL:0179-32-3111（代） 内線211・232
FAX:0179-32-4294
E-mail: takko0104a@net.pref.aomori.jp

平成21年度協働のまちづくり推進体制

田子町協働のまちづくり組織体制



田子町協働のまちづくり会議委員名簿

| | 氏 名 | 区 分 | 備 考 |
|----|---------|-----------------|--------------|
| 1 | 原 佳 毅 | 第5次の田子町総合計画審議会 | |
| 2 | 遠 澤 千登勢 | | |
| 3 | 中 山 喜 仁 | | |
| 4 | 北 村 義 貞 | | |
| 5 | 五十嵐 昭 子 | | |
| 6 | 山 沢 稔 | | |
| 7 | 井 畑 有紀子 | | |
| 8 | 市 村 一 文 | | |
| 9 | 宮 村 良 子 | | |
| 10 | 橋 本 礼 子 | | |
| 11 | 舘 義 富 | (八戸農業協同組合田子支店長) | 各種団体の 職 員 |
| 12 | 原 靖 之 | (田子町商工会事務局長) | |
| 13 | 源 新 信 雄 | (田子町国際交流協会事務局長) | |
| 14 | 一ノ渡 尚 武 | 自治会連合会から推薦された者 | |
| 15 | 村 木 勉 | 町長が必要と認める者 | |
| 16 | 市 村 一 幸 | | |
| 17 | 宇 藤 佳 明 | | |

委員の任期は、任命の日から平成22年3月31日までとする。

田子町協働のまちづくりアドバイザー

| | 氏 名 | 役職等 | 備考 |
|---|---------|---------------|----------|
| 1 | 前 山 総一郎 | 八戸大学ビジネス学部 教授 | スーパーバイザー |
| 2 | 伊 藤 公 | | アドバイザー |

アドバイザーの任期は、任命の日から平成22年3月31日までとする。

田子町協働のまちづくり推進会議委員名簿

| | 役 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|----|-------------------|-----------|-----|
| 1 | 町 長 | 松 橋 良 則 | 会 長 |
| 2 | 教 育 長 | 秋 元 正 孝 | 副会長 |
| 3 | 総 務 課 長 | 原 光 正 | |
| 4 | 町 民 課 長 | 三 田 喜 美 雄 | |
| 5 | 福 祉 課 長 | 岩 間 栄 | |
| 6 | 経 済 課 長 | 中 村 見 俊 | |
| 7 | 会 計 管 理 者 | 高 沢 靖 直 | |
| 8 | 診 療 所 事 務 長 | 藤 村 幸 栄 | |
| 9 | タブコピアンプラザ所長 | 山 崎 一 義 | |
| 10 | 水 道 課 長 | 中 澤 一 郎 | |
| 11 | 教 育 課 長 | 飯 豊 正 男 | |
| 12 | 議 会 事 務 局 長 | 山 崎 美 代 志 | |
| 13 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 原 昌 徳 | |


会長、副会長、委員の任期は、任命の日から平成22年3月31日までとする。




田子町協働のまちづくり推進委員会委員名簿

| | 所属 | 役職名 | 氏名 | 備考 |
|----|-------------|--------------|---------|-----|
| 1 | 総務課 | 課長 | 原 光 正 | 委員長 |
| 2 | 総務課 | 総務グループリーダー | 山 本 俊 次 | |
| 2 | 総務課 | 財政行革グループリーダー | 堀 田 雄 | |
| 3 | 町民課 | 住民環境グループリーダー | 佐 藤 広 志 | |
| 4 | 町民課 | 税務グループリーダー | 蹴 揚 忠 義 | |
| 5 | 福祉課 | 地域福祉グループリーダー | 柴 田 徳 一 | |
| 6 | 福祉課 | 健康福祉グループリーダー | 北 田 騰 | |
| 7 | 福祉課 | 田子保育園長 | 森 裕 一 | |
| 8 | 福祉課 | 上郷保育園長 | 田 村 恵美子 | |
| 9 | 経済課 | 農業振興グループリーダー | 中 村 成 行 | |
| 10 | 経済課 | 商工観光グループリーダー | 福 田 博 実 | |
| 11 | 経済課 | 地域整備グループリーダー | 嶋 澤 壽 雄 | |
| 12 | 出納室 | 主幹 | 蹴 揚 裕 子 | |
| 13 | 診療所 | 管理医事グループリーダー | 工 藤 照 夫 | |
| 14 | タフ・ホピ・アンプラザ | 所長補佐 | 伊 藤 淳 | |
| 15 | 水道課 | 主幹 | 沼 畑 むつ子 | |
| 16 | 教育課 | 学務グループリーダー | 岩 間 則 雄 | |
| 17 | 教育課 | 社会教育グループリーダー | 欠 端 邦 夫 | |
| 18 | 田子幼稚園 | 副園長 | 池 田 良 | |
| 19 | 学校給食センター | 主幹 | 宮 川 孝 也 | |
| 20 | 議会事務局 | 主幹 | 平 山 くに子 | |
| 21 | 農業委員会 | 主査 | 尾 形 亜紀子 | |

委員長、副委員長、委員の任期は、任命の日から平成22年3月31日までとする。

田子町協働のまちづくり推進活動経緯（平成21年度）

| 月 日 | 区 分 | 活動内容等 |
|----------|--|---|
| H21 7/28 | 第1回協働のまちづくり会議  | 委嘱状交付、活動経過報告、今後の進め方及び会議運営の確認等 |
| 8/25 | 第2回協働のまちづくり会議 | 講話－前山総一郎スーパーバイザー（八戸大学教授）、意見交換、調査研究（協働のまちづくり推進項目） |
| 9/15 | 第3回協働のまちづくり会議 | 推進項目（地域担当職員制度、出前講座、活動支援事業）の調査研究、推進指針（骨子案）の検討、啓発用パンフレットの確認 |
| 9/17 | 第1回協働のまちづくり推進会議 | 推進指針（骨子案）の中間報告、推進制度案（地域担当職員制度、出前講座制度、活動支援事業）の協議 |
| 9/29 | 第1回協働のまちづくり推進委員会 | 推進指針（骨子案）の中間報告、推進制度（案）の協議 |
| 10/20 | 第4回協働のまちづくり会議 | 推進項目（情報共有制度、地域担当職員制度、附属機関の充実にに向けた取り組み）の調査研究 |

| | | |
|-------|---|---|
| 11/24 | 第5回協働のまちづくり会議 | 推進項目（附属機関等の充実に 向けた取り組み、情報共有制度） の調査研究、推進制度の提言内 容の確認 |
| 12/ 8 | 協働のまちづくり会議提言  | 協働のまちづくり会議会長から 町長へ （提言内容） 「地域コミュニティ活動の支援 措置」 ①地域担当職員制度 ②協働のまちづくり活動支援 事業 ③出前講座制度 |
| 12/21 | 第2回協働のまちづくり推進 委員会  | 推進制度案（地域担当職員制度、 出前講座制度、協働のまちづく り活動支援事業）の検討 |
| 12/22 | 第6回協働のまちづくり会議 | 推進項目（情報共有制度、推進 体制）の調査研究 |
| 12/28 | 第2回協働のまちづくり推進 会議  | 推進制度案（地域担当職員制度、 出前講座制度、協働のまちづく り活動支援事業）の検討 |

| | | |
|----------|---|--|
| H22 1/29 | 第7回協働のまちづくり会議 | 協働のまちづくり推進指針提言書（案）の調査研究 |
| 2/23 | 協働のまちづくり職員研修会  | 講話ー前山総一郎スーパーバイザー（八戸大学教授）、意見交換、説明ー平成22年度における協働の取り組み（地域担当職員制度案、まちづくり活動支援事業案、出前講座案） |
| 3/ 4 | 第8回協働のまちづくり会議 | 協働のまちづくり推進指針提言書（案）の最終確認 |
| 3/ 8 | 第3回協働のまちづくり推進委員会 | 推進制度案（地域担当職員制度、出前講座制度、協働のまちづくり活動支援事業）の協議、推進指針（案）の協議 |
| 3/10 | 協働のまちづくり会議提言  | 協働のまちづくり会議会長から町長へ （提言内容） 「田子町協働のまちづくり推進指針(案)【提言版】」 |
| 3/23 | 第3回協働のまちづくり推進会議 | 推進制度案（地域担当職員制度、出前講座制度、協働のまちづくり活動支援事業）の協議、推進指針（案）の協議 |

田子町協働のまちづくり会議提言書①
〈地域コミュニティ活動支援について〉

平成21年12月8日

田子町長 松橋良則様

田子町協働のまちづくり会議
会長 五十嵐 昭子

地域コミュニティ活動の支援措置について（提言）

この度、田子町から検討を依頼された田子町協働のまちづくり条例第14条に規定する地域コミュニティ活動の促進に必要な措置について、検討結果がまとまりましたので以下のとおり提言します。

記

1. 地域コミュニティ活動の促進にあたって、次の3つの取り組みを一体的に推進していただきたい。

| 項目 | 提言内容 |
|--------------------|---------|
| 地域担当職員制度について | 別添資料の通り |
| 協働のまちづくり活動支援事業について | 別添資料の通り |
| 出前講座制度について | 別添資料の通り |

田子町協働のまちづくり会議提言書②
〈田子町協働のまちづくり推進指針について〉

提言にあたって

田子町は、平成21年6月4日に「田子町協働のまちづくり条例」（以下「条例」という。）を制定し、平成22年4月1日から施行になります。

そのため、当会議では、今年度、協働のまちづくりの普及啓発を図ることを目的に、条例で定められた事項の具体化に向けた調査研究を進めてきました。

その一つが、「田子町協働のまちづくり推進指針」（以下「指針」という。）です。この指針は、協働のまちづくりに関する基本的なルールや考え方を示すものであり、協働に取り組んでいくために、町民と行政がお互いに共有するために策定しました。

今回、この提言をまとめるにあたって、計8回にわたる全体会議を行い、協働のまちづくり推進項目や啓発活動などについて調査研究を行いました。協働のまちづくりを推進するために、自治会等が最も重要な役割を担うことから、その足がかりとして、「地域担当職員制度」、「協働のまちづくり活動支援事業」、「出前講座制度」について先に取りかかり、地域コミュニティ活動の促進に必要な措置についても全体的にとりまとめ、提言します。

魅力ある個性豊かな地域社会の実現を図るため、これらの提言に対して前進的に取り組んでいただき、協働のまちづくりに対する理解を一層深め、町民と行政がより一体となった取り組みの実践につながるよう強く期待します。

平成22年 3月10日

田子町協働のまちづくり会議
会長 五十嵐 昭子

田子町協働のまちづくり会議提言書②〈協働のまちづくり推進に向けた今後の方向性について〉

今後期待される協働のまちづくり推進に必要な措置

| 条例項目 | 協働のまちづくり会議からの意見 | 今後の方向性 |
|-------------|--|--|
| 推進体制のしくみづくり | <p>(1) 委員会等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に基づく推進会議の設置については、自治会からの選出や公募委員等を含め、各方面から意見を反映させることができる組織としていただきたい。 ・ 現状で考えると、行政と比べて持っている情報量が違うため住民組織が単独で動くことは難しい。当面は、町長の附属機関として活動を行っていく方が良い。 <p>(2) 庁内体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協働のまちづくりを推進するために、専任の課または担当が必要である。 <p>(3) 意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町職員が自治会活動へ積極的に参加していただきたい。 ・ 町民が何でも役場任せにしないよう、協働のまちづくりの本旨の周知の仕方を工夫して欲しい。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ まちづくり推進会議の設置 ○ 町政に対する町民の意見を聴く機会の拡充 ○ 協働推進担当課の整備 ○ 庁内横断組織の充実 ○ 住民自治意識の啓発高揚 ○ 行政職員の意識啓発 ○ 町民・職員研修の充実 |
| 情報共有の推進 | <p>(1) 行政情報の提供拡充</p> <p>① 情報共有全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法や情報公開条例により、自治会等が活動するための十分な情報を収集することが難しくなっていることから、情報共有の原則に基づき、個人情報の取扱いについて工夫していただきたい。 ・ 役場からの分かりやすいお知らせの仕方を工夫する。 <p>② 広報たっこ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誰もが分かるような文章内容にする必要がある。 ・ 文字を大きくしたり、レイアウトを工夫するなど見やすくして欲しい。 ・ 広報誌発行の委託を検討してみてはどうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 町政情報全般の情報公開の充実 ○ 情報提供のガイドライン整備 ○ 広報たっこの充実 ○ 防災無線の活用促進 (行政情報のお知らせ) ○ T C Vの活用促進 ○ 町ホームページの充実 |

| 条例項目 | 協働のまちづくり会議からの意見 | 今後の方向性 |
|------|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・紙質を落としてもいいから、情報をたくさん載せられるようページ数の増加を検討して欲しい。 ・町民からのお知らせを載せられるよう、町民ページ（コミュニティページ）を設けるよう検討して欲しい。 <p>③防災無線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災無線は、ケーブルテレビの文字放送と違い、仕事をしながらでも情報を入手することができるため、町の行事やお知らせなどに積極的な利活用を図って欲しい。 ・ことばの使い方やアナウンスの仕方など、聞き取りやすい放送に工夫いただきたい。 <p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役場掲示板の設置場所や管理について検討・対応が必要である。（風雨等への対策、町民の目に止まるよう集会所の近くへの移設など） ・ホームページの更新頻度を上げて欲しい。 ・メールマガジンなど、携帯電話を活用した情報提供を検討して欲しい。 ・地域の見守りやコミュニケーションの向上のため、回覧板を活用して行政情報をお知らせしてはどうか。 <p>（２）情報ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意団体が無償で公共施設を利用できる仕組みを検討して欲しい。 ・情報の共有を図るため、各委員の研修会等を合同で行うことも必要である。 <p>（３）附属機関等の充実</p> <p>①委員の高齢化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域が高齢社会になるので、年齢制限は設けない方が良い。 | <p>○施設利用料減免の拡充</p> <p>○町民活動団体の情報発信 （情報誌、インターネット等）</p> <p>○団体間ネットワークづくりの推進 （交流連携、共同活動センター等）</p> <p>○会議公開などの基準の整備</p> <p>○会議委員の選任基準の整備</p> |

| 条例項目 | 協働のまちづくり会議からの意見 | 今後の方向性 |
|-----------------|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・委員は年代ごとにバランスをとる必要がある。 ・公募委員の年齢は、あまり制限しない方が良い。 ②各種委員会の兼務 <ul style="list-style-type: none"> ・兼職の制限は設けた方が良い。 ・兼職制限は、一定の制限（3つ程度）が必要である。 ③会議の公開 <ul style="list-style-type: none"> ・会議が何を目的に何をしているか関心を持ってもらうため、各種会議の状況を知ることができるようにして欲しい。 ・会議の概要や会議記録は最低限公開するよう努めていただきたい。 (4) 広聴の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の意見を吸い上げる仕組みを検討して欲しい。 ・地域座談会に人が集まるよう工夫が必要である。 (説明項目の特化または選択制、事前のテーマ予告) ・提言箱の設置を検討して欲しい。また、機会の確保が重要であり、意見がなくても継続する必要がある。 ・広聴会の設置を検討して欲しい。 | <ul style="list-style-type: none"> ○意見や提言を聴く機会の拡充 ○広聴会の設置 ○意見提言箱の設置 |
| <p>参画と協働の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> (1) 町政への参画 <ul style="list-style-type: none"> ①政策形成過程への参画機会の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント等の充実を図る必要がある。 ・町民自らが政策決定に携われるような雰囲気づくりをして欲しい。 ・行政任せにせず、町政へ参加するメリットを整理し、示して欲しい。 ②附属機関の委員公募制の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・概ね3割程度の公募委員を加えた方が良い。 | <ul style="list-style-type: none"> ○政策形成過程への参画機会の拡充 (パブリックコメント等) ○附属機関の委員公募制の導入 |

| 条例項目 | 協働のまちづくり会議からの意見 | 今後の方向性 |
|--------------------|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員構成については、団体からの専任委員：1/2、公募委員：1/2が望ましい。 ・ 公募委員は、男女の割合に配慮する必要がある。 ・ 公募委員は3割程度として、できれば年齢制限しない方が良い。 ・ 公募委員は、偏った意見を持っていない方が良い。 ・ 公募は、候補者登録が良い。 ・ 公募委員の選定は、ある程度活動をしている人を選定した方が良い。 <p>(2) コミュニティ活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員を輪番制とする自治会や高齢化する自治会が増加してきており、主体的な活動を継続しにくい状況になっていることから、隣接自治会や地域での活動連携について、関係機関への指導助言が必要である。 ・ 集落支援員の確保を重点的に進めて欲しい。 ・ 町民が集まって話や打合せをする場所が不足している。 | <ul style="list-style-type: none"> ○協働事業の進め方、支援策の検討 ○人材の育成 (セミナー、マネジメント研修) ○相談体制の整備充実 ○集落支援員・地域おこし協力隊の確保 ○町民センターの設置 |
| <p>評価制度のしくみづくり</p> | <p>(1) 評価制度の研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町へ提言したものがどの程度実現したか評価する必要がある。 ・ 町の事務事業の進捗状況評価が必要である。 ・ 町民に町の仕事を分かってもらうため、5ヵ年実施計画への評価が必要である。 ・ 評価組織は別として、町民を巻き込んだ議論が必要である。住民参加型の評価制度は、行政の情報公開にもつながる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○評価制度の調査研究 |

まちづくり用語集

| 行 | 用語 | 意味・解説 |
|---|-------|---|
| ア | 委員会 | 複数の委員から構成される機関及びその会議のこと。地方公共団体では、調査や諮問などの機能を有する機関よりは、委任された権限を執行する行政機関を指す場合が多い。例として、教育委員会、選挙管理委員会など。 |
| カ | 監査委員 | 地方公共団体の行財政の公正で効率的な運営を確保するために、財務や事業について監査を行う執行機関であり、地方公共団体の長の指揮監督を受けずに独立した立場で監査を行うことができます。 |
| | 管理執行権 | 地方自治法では、町長に、その地方公共団体の事務について、包括的に管理し執行する権限が付与されています。この権限が町長の管理執行権といわれています。 その他にも地方自治法では「町長の権限」として「統轄代表権」や「議案の提出、予算の調製執行、税の賦課徴収、分担金等の徴収、会計の監督、財産の取得処分等、公の施設の管理等」の事務をうけています。「統轄代表権」は、地方公共団体の事務の全般について、総合的統一を確保する権限を有するものです。このため、法令により各委員会などの権限に属する事務を処理執行する機能までは有していません。 ※詳しくは、地方自治法第147条「長の統轄代表権」、第148条「事務の管理の及び執行権」を参照のこと。 |
| | 企画立案 | アイディアや発想をまとめ、具体的な計画として対外的に表すこと。 |
| | 基本理念 | ある物事について根本となる考え方。ここでは、まちづくりを推進するうえで基本となる考え方のことをいいます。 |
| | 教育委員会 | 教育の政治的中立性と安定性を確保するため、地方公共団体の長から独立して設置される執行機関のこと。法により定められた委員で組織され、その権限に属する事務を処理させるために事務局を設置し、学校教 |

| 行 | 用語 | 意味・解説 |
|---|-------------|--|
| | | 育、社会教育、スポーツ、文化財などに関する事務を行います。 |
| | 共助 | 共に助け合うこと。 |
| | 協治 | 「上」から「下」へという一方的な支配を前提とせず、ルールと責任原則に基づき、自己責任で行動する個人が多様な組織に参加して、新たな公を創出するという考え方をいいます。官主導の統治とは逆の概念となります。 ※2000年(平成12)「21世紀日本の構想懇談会」の報告書で登場した governance の訳語となります。 |
| | 傾聴 | 「傾聴」とは、人の話に耳を傾けて聴くことです。他の市町村では福祉団体が中心になり「傾聴ボランティア」として、地域で活動し、貢献できる人材の育成なども行われています。 |
| | 公德心 | 社会生活をするうえで、自発的に善悪を判断し正しい方向へ動こうとする精神のことをいいます。いわゆる公共道徳のこと。 |
| | 固定資産評価審査委員会 | 土地や家屋、機械設備などの固定資産の価格に関する納税者の不服申し立てを審査決定するために、町長から独立して設置される行政機関のこと。議会の議決により定められた委員で組織され、固定資産の価格が国の定める固定資産評価基準によって適正に評価されたものであるかについて審査を行います。 |
| サ | 参画 | ものごとの企画、立案の段階から積極的に加わること。一方、会合や行事など、決められたことに従って加わることを「参加」といいます。例えば、イベントに、町民がお客様として来場することは「参加」、イベント自体の企画、運営に携わることは「参画」といえます。 |
| | 自主性 | 自分の判断で行動する態度のこと。 |
| | 自治 | 自ら考え、自ら責任を持って行動することです。地方自治は、「地方(町)のことは、地方公共団体(町)に委ね、国からの関与を排除し、地域住民の意思に基づいて処理することを原則としています。 |

| 行 | 用語 | 意味・解説 |
|---|----------------|---|
| | | <p>自分たちの地域のことは、よりよい生活を実現するために知恵と力を合わせて自分たちで考えて、自分たちで決めて、自分たちで責任を持ちながら支え合い助け合い認め合い、自分たちで行動していくことが自治になります。</p> |
| | <p>執行機関の責務</p> | <p>執行機関とは、町長、および法律で定められた委員会・委員からなる行政組織をことをいい、田子町では、行政、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会があてはまります。このほかに執行機関の附属機関として、審議会や協議会などの審査、諮問または調査のため機関が設置されています。</p> <p>法律（地方自治法）では、これらの執行機関は、条例や予算その他議会の議決に基づく事務、法令、規則その他の規定に基づく地方公共団体の事務を自らの判断と責任において、誠実に管理し執行しなければならないこととしています。</p> <p>※詳しくは、地方自治法第 138 条の 2 を参照のこと。</p> |
| | <p>住民自治</p> | <p>「住民自治」とは、地方の運営は、中央政府の指揮監督によるのではなく、当該地方の住民の自由意思に基づいて行わなければならないことをいい、地方公共団体の機関には、住民の意思が直接・間接に反映されなければならないこととされています。</p> <p>ここでいう地方とは、田子町であり、田子町の行政を進めるにあたっては、町民の意思に基づいて行われることとし、行政機関には住民の意思が直接・間接に反映されることを基本としています。</p> <p>地方自治の本来のあり方は、前述の「団体自治」と「住民自治」の 2 つの要素からなるものとされています。</p> |
| | <p>住民投票</p> | <p>町民の意見を反映するための取り組みの一つで、ある地域に住む人々のうち、一定の資格を持つ全ての人の投票により、意志決定を行なう手法のこと。</p> |
| | <p>情報共有</p> | <p>町、町民及び事業者のどちらかが一方的に情報を収集するのではなく、お互いに情報を収集し、得られた情</p> |

| 行 | 用語 | 意味・解説 |
|---|-----------|--|
| | | 報については共に把握できるような仕組みのこと。 |
| | 条例 | 地方公共団体の議会の議決によって制定される法の一つです。条例は、国の法律と違い、その区域内でのみ効力を有し、「法令に違反しない」限りにおいて制定することができるという制約はあるものの、法律と同様、そこに暮らす人々の権利を制約するような権力的な規定を含むものを制定することもできます。法令には、条例の他にも、日本国憲法を最上位法規として、条約（外国との取り決め）、法律（国会でつくられるルール）、政令（内閣がつくる命令）、省令（担当する大臣がつくる命令）があり、これらの法令が条例を優先することになります。 |
| | 自立性 | 他の援助や支配を受けず、自分の力で身を立てること。 |
| | 審議会 | 地方公共団体の長の附属機関であり、学者及び専門家、利害関係団体などにより構成されています。なお、審議会は同団体へ答申を提出するが、答申には原則として拘束力はなく、答申を政策に反映させるかどうかは同団体の判断によることとなります。 |
| | 政策形成 | 政策とは、地域が抱える問題の解決を図り、住民のより良い生活環境を維持、創造するために示される方向と対応策をつくることをいいます。 |
| | 選挙管理委員会 | 各種の選挙事務及びこれに関係のある事務を管理執行するため、地方公共団体の長から独立して設置される機関のこと。法により定められた委員で組織され、その権限に属する事務を処理させるために事務局を設置し、町議会議員，町長，県議会議員，知事，衆・参議院議員の選挙等の事務を行います。 |
| 夕 | 田子町情報公開条例 | 町民が町に対し、保有する情報の公開を求める権利を制度的に確立するもので、町民の知る権利を保障し、町の情報を公開することにより、公正で開かれた町政を推進し、町政に対する町民の理解を深め、町民と町との信頼関係を確立することを目的とする。田子町では平成15年3月14日に制定され、同年4月1日に施 |

| 行 | 用語 | 意味・解説 |
|---|------------|--|
| | | 行されています。 |
| | 団体自治 | <p>「団体自治」とは、地方の運営は、国家から独立した別の自治権を持つ地方公共団体等により行われるべきであるという考え方です。</p> <p>ここでいう団体とは、地方公共団体（田子町）であり、地方（田子町）の運営に関することは、自らの意思と責任において処理することをいいます。</p> <p>地方自治の本来のあり方は、「団体自治」と前述の「住民自治」の2つの要素からなるものとされています。</p> |
| | 地域運営 | <p>地方公共団体の政策、施策や事業と、町民、企業、団体、行政などの各地域運営主体の協業によって、地域社会（行政区域）における健全で持続的可能な経済・福祉・民政等が確保・維持されるように経営することをいいます。</p> <p>※1 経済とは、ここでは、町民が共同生活を営む上で基礎となる財やサービスの生産・分配・消費の過程を通じて形成される社会関係をいう。（例えば、農林商工業の振興など）</p> <p>※2 福祉とは、ここでは、町民の幸福であり、公的扶助やサービスにより町民の生活の安定又は充足することをいう。（例えば、高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉、医療保健など）</p> <p>※3 民政とは、ここでは、町民の生活に関する行政事務（例えば、ゴミ処理、火葬、防犯、地縁、生活保護、地域基盤整備など）</p> |
| | 地域コミュニティ活動 | 日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通じて生み出される連帯感や信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域を自分たちの力で自主的に住みよくしていく活動のこと。 |
| | 地域の力 | 「地域」を運営していくためには、住民（自治会やNPOを含む）、企業、団体、行政などの各地域運営主体が協業して公共財や公共サービスを製作あるいは維持していくために、各運営主体の協業ネットワークにより地域を協治していく度合いをいいます。 |

| 行 | 用語 | 意味・解説 |
|---|--------------|--|
| | 地域の運営（まちづくり） | 地域の課題及び問題等を解決するため、それに対応する活動を企画し、地域の実情に合わせて具現化すること。 |
| | 地区懇話会 | 町政に町民の意見を反映するための取組みのひとつ。審議や諮問を行うというより、打ち解けて話し合うことに重点をおいた集まりのこと。 |
| | 地方分権 | これまで国（中央）が持っていた権限や財源を県や市町村（地方）に移すことをいいます。地方分権にあたっては、国と地方公共団体（市町村や県）が対等に協力し合う関係の中で、役割を分担することになっています。 これにより、住民に身近なことはこれまで以上に市町村や県が行うことができるため、地方が自らを治める地方自治が推進され、地域の実状と特色を生かした活力ある豊かな地域社会づくりを進められることが期待されています。 |
| | 町政運営 | 地方公共団体（いわゆる「町」のこと）が、条例の施行や、政策・施策・事業の執行を通して、地方公共団体（町）の健全な行政運営をおこなうこと。 広義には、地域社会の健全で持続的可能な経済・福祉・民政等を確保・維持するために行う地方公共団体の政務的活動をいいます。 |
| | 町政運営の評価 | 町が行う仕事に対して、何らかの統一的な視点と手段によって客観的に評価すること。 |
| | 長の統括代表権 | 地方公共団体の管理者として、組織や人を取りまとめること。 |
| | 町民活動 | 町民が互いに協力し、社会のさまざまな問題や課題に向かって自発的に行い、営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益増進に寄与することを目的とする活動のこと。近年では、従来の自治会を単位とした地域活動に加え、ボランティアやNPOの団体活動を含む。 |
| | 町民参画 | 町民が企画、立案に積極的に加わること。 |
| ナ | 農業委員会 | 農業の発展と農業者の地位向上に寄与するため、地方 |

| 行 | 用語 | 意味・解説 |
|---|------------|---|
| | | <p>公共団体の長から独立して設置される機関のこと。法により定められた委員で組織され、その権限に属する事務を処理させるために事務局を設置し、農地の移動・転用・証明など農地全般に関する業務を行います。</p> |
| ハ | 評価制度 | <p>何らかの統一的な視点と手段によって客観的に評価し、その評価結果を反映させる仕組みのこと。</p> |
| | 附属機関 | <p>法律や条例で定めるところにより、町の事務や事業の執行に必要な調停、審査、諮問又は調査を行うため、町長及びその他の執行機関が設置している機関をいいます。</p> <p>一般的には、町民、学識経験者、関係団体の代表者の方などから構成され、町が政策を立案するにあたって、専門的、技術的な判断を要する事案について、各関係者の意見を広く聴取し、様々な角度から議論を尽くすために、諮問など行う機関として設置されています。</p> <p>また、附属機関に準ずるものとして、町長やその他の執行機関が規則、規程、要綱等に基づき各種団体等の代表者等で構成し、設置されている協議会等があります。この協議会等は、田子町が行う事務事業の実施などにあたり、町民の意見やニーズを把握し反映させることを主な目的としています。</p> |
| マ | 町の基本構想 | <p>そこに暮らす人々が考える、将来における町のあるべき姿や希望をまとめたもの。それを受けて作られる基本計画は、実現に向けたプログラムであると考えられます。</p> |
| | 町の政策、施策、事業 | <p>政策とは、行政の大局的な目的や方向性を示したものです。政策を実現するための具体的な手法として施策があり、それに基づいて個別の事業が行われることとなります。</p> |

田子町協働のまちづくり推進指針

平成22年3月

発行 田子町総務課

〒039-0201 青森県三戸郡田子町大字田子天神堂平 81

TEL 0179-32-3111